

公営企業金融公庫廃止後の地方自治体の資金調達の 仕組みについて（申し入れ）

去る5月26日に成立した「行政改革推進法」により、公営企業金融公庫は、平成20年度において廃止して新しい仕組みへ移行することとし、また、移行後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとしている。

この公庫の廃止後の仕組みについては、“国から地方へ”の流れに沿って、国の機関による仕組みから、地方自らが主体となって資金調達を行う仕組みにすることが必要である。

我々地方六団体は、昨年11月末の政策金融改革に係る「自由民主党政策金融機関改革に関する合同部会」や、「経済財政諮問会議決定」及び「政府・与党合意」にもあるように、個々の地方団体の資金調達の補完を自律的に行うため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立することを提案しているところである。この法人が市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達を行うためには、現公庫の有する地方の利払いを原資とした引当金及び地方が拠出した基金全額を承継することが不可欠である。

一方、地方分権21世紀ビジョン懇談会などにおいては、公庫廃止後の経過措置の業務を行う承継法人を設け、この法人に公庫が保有する既往の資産・負債をすべて承継し、資産・負債の管理を実施するとする議論がなされているようである。しかしながら、これは依然として国の関与を存置するものであり、また、引当金や基金が、地方の資金調達のために活用できないなど、地方案に沿ったものとなっていない。我々はこのような方向で検討が進むことを大変憂慮している。

大臣におかれては、常日頃、地方の意見を聞いて進めると言われており、是非地方案に沿った地方共同法人の設置について英断され、そのための新たな法的枠組みの整備を行っていただきたい。

平成18年6月13日

総務大臣 竹中 平蔵 様

地 方 六 団 体

全 国 知 事 会 会 長	麻 生 渡
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長	島 田 明
全 国 市 長 会 会 長	山 出 保
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	国 松 誠
全 国 町 村 会 会 長	山 本 文 男
全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長	川 股 博

公営企業金融公庫廃止後の地方自治体の資金調達の 仕組みについて

去る5月26日に成立した「行政改革推進法」により、公営企業金融公庫は、平成20年度において廃止して新しい仕組みへ移行することとし、また、移行後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとしている。

公営企業金融公庫は、上・下水道、交通、病院をはじめとする住民生活に欠かせない公共施設の整備が円滑に実施できるよう、共同債券発行機能により、長期、低利の資金の安定的な供給を通じて、公共料金の抑制や地方財政の負担軽減に大きく寄与してきた。また、現状においても公共下水道、交通などの施設整備は未だ十分ではなく、事業費も膨大である。今後も公庫が果たしてきた機能がなければ、住民の生活水準の維持、向上に大きな支障が生じることは必定である。

この公庫の廃止後の仕組みについては、“国から地方へ”の流れに沿って、国の機関による仕組みから、地方自らが主体となって資金調達を行う仕組みにすることが必要である。

我々地方六団体は、昨年11月末の政策金融改革に係る「自由民主党政策金融機関改革に関する合同部会」や、「経済財政諮問会議決定」及び「政府・与党合意」にもあるように、個々の地方団体の資金調達の補完を自律的に行うため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立することを提案しているところである。この法人が市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達を行うためには、現公庫の有する地方の利払いを原資とした引当金及び地方が拠出した基金全額を承継することが不可欠である。

中馬大臣におかれては、日頃から、我々の状況をご理解いただいているところであり、是非地方案に沿った地方共同法人の設置について、新たな法的枠組みの整備を行っていただきたい。

平成18年6月13日

内閣府特命担当大臣
中馬 弘毅 様

地 方 六 団 体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	島田 明
全国市長会会長	山出 保
全国市議会議長会会長	国松 誠
全国町村会会長	山本 文男
全国町村議会議長会会長	川股 博